

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成29年3月8日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

(1) 石原元都知事らの共同不法行為により都の株式会社新銀行東京（以下「本件銀行」という。）に対する1,000億円の出資金のうち855億円を棄損させ、都に損害を与えたとする主張について

本件請求において、請求人は、石原元都知事らの共同不法行為により都の本件銀行に対する1,000億円の出資金のうち855億円を棄損させ、都に損害を与えたと主張しているものと解されるが、本主張については、請求人は、既に平成21年3月30日に住民監査請求を行い、その結果を不服として住民訴訟を提起し、現在、平成●●年（●●）第●●●号損害賠償（住民訴訟）請求上告受理申立事件と

して、最高裁判所に係属中である。

そもそも住民監査請求制度は、終局的には財務会計上の行為又は怠る事実の違法性の判断とそれに対する予防、是正の具体的措置とを裁判所に委ね、司法的統制に服させるものである。

このことから、本主張について、監査委員の判断結果を不服として住民訴訟を提起し、一審及び控訴審の判断を受けた住民が、現に係属中の事案と同一の内容について、改めて監査委員に監査を求めることは、法第242条で定める住民監査請求制度の予定するものではないと解され、法第242条に定める住民監査請求たり得ないものである。

(2) 石原元都知事が本件銀行を設立した行為自体及び舛添前都知事が本件銀行を東京TYフィナンシャルグループ（以下「本件グループ」という。）と経営統合させたことを違法・不当とする主張について

本件請求において、請求人は、最高裁判所が、現在係属中の平成●●年（●●）第●●●号損害賠償（住民訴訟）請求上告受理申立事件を却下又は棄却した場合、本件銀行に対する都の出資金1,000億円のうちの855億円の棄損について石原元都知事らが誰も責任を負わないという異常な事態が発生するとして、以下の（i）及び（ii）の2点を主張し、石原元都知事及び舛添前都知事に対する855億円の損害賠償の義務付けと本件銀行の他行との合併の差止め等の必要な措置を求めているものと解される。

（i）石原元都知事がそもそも本件銀行を設立した行為が違法・不当であり、設立行為自体の責任を問われるべきである。

（ii）舛添前都知事が本件銀行を本件グループと経営統合させたことが違法・不当であり、その責任を問われるべきである。

しかしながら、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られる。

すなわち、①から④までは、普通地方公共団体の執行機関又は職員の行為（作為）であり、⑤及び⑥は、普通地方公共団体の執行機関又は職員が行うべき行為を怠る事実（不作为）を対象としているところ、本件銀行を設立すること及び本件銀行を本件グループと経営統合させることは、いずれも法第242条第1項に定める財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。